

# 監査報告書

(本部拠点区分)

平成 31 年 5 月 21 日

社会福祉法人 穂積会  
理事長 井手 久 殿

監事

茅 川 周 平



監事

池 田 大 樹



私たち監事は、社会福祉法人穂積会の平成 30 年度の本部拠点区分の事業の業務執行状況及び財産について監査致しました。

監査結果、私たち監事の意見は次の通りです。

1. 事業報告は、当初計画通りに実施され問題点は無いと認める。
2. 各財務諸表は、当拠点区分の事業の執行状況を正しく示し、不正な点は無いと認めます。

開催日時 令和元年 5月18日  
10時30～17時  
場所 137 米ことし屋

# 監査報告書

(久保保育園拠点区分)

平成 31 年 5 月 21 日

社会福祉法人 穂積会  
理事長 井手 久 殿

監事

茅 川 周 平



監事

池 田 大 樹 才



私たち監事は、社会福祉法人穂積会の平成 30 年度のほづみ保育園拠点区分の事業の業務執行状況及び財産について監査致しました。

この監査にあたり、平成 31 年 1 月 15 日にすでに古賀市と県による保育所指導監査が行われているので、その監査結果報告書を基に指摘事項の改善状況及び改善計画について監査を行いました。

監査結果、私たち監事の意見は次の通りです。

## 1. 口頭指導

### 古賀市

(1) 委託契約書の中に、個人情報の取扱いに関する事項を規定して下さい。

(1) について改善されている事を確認致しました

## 1. 口頭指導

### 県

(1) 総勘定元帳の小口現金勘定に、平成 29 年 6 月 20 日に園長から資金 50 円を受入れし、同日に 950 円を支出していますが、小口現金出納帳には、園長からの資金の受入れ記載はなく、同日の支出額は 900 円と記載しています。小口現金勘定の資金の受入れは預金勘定から受入れ、園長が資金を立替えることがないようにしてください。また、小口現金出納帳の記載内容は差異が生じないようにして下さい。

(2) 貸借対照表の借受金に 1,636 円（平成 28 年度から繰越額 1,296 円、平成 29 年 4 月 10 日 290 円、同年 6 月 20 日 50 円）を計上していますが、借受金は一時的な経過勘定ですので、内容を精査の上、速やかに精算して下さい。

(3) 旅費の支給について、平成 30 年 1 月 25 日及び同年 2 月 4 日の出張に園から J R 古賀駅まで自家用車を使用した職員に駐車場代を支給していますが、領収書の添付がありません。旅費規程第 12 条第 3 項に「駐車料金及び有料道路通行料・・・領収書を提出・・・。」と規定していますので、駐車場代を支給する場合は領収書の提出を求めて下さい。

(4) 消防用設備等点検契約について、契約書第 5 条に「・・・別記明細通りに

して年間総額 80,000 円とし・・・。」と定めていますが、園は 864,000 円を支払っています。契約金額と支払金額に差異が生じていますので、契約金額と支払金額に差異が生じていますので、契約金額と支払金額は整合させてください。また、取引基本契約に基づき継続的な取引を行っているものは、経理規程第 75 条の規定に基づき定期的に契約内容の見直しを行って下さい。

- (5) 工事や固定資産物品等の購入の際、経理規程第 73 条第 1 項又は第 74 条第 2 項に定める契約書又は請書を、同規定第 72 条第 2 項の規定に基づき複数の業者から見積書を徴して下さい。

(1) ~ (5) について改善されている事を確認致しました。

2. 事業報告は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不正な点はないと認めます。

3. 各財務諸表は事業の執行状況を正しく示し、不正な点は無いと認めます。

開催日時 令和元年 5月 18日

10時 30分 ~ 17時

場所 江戸川こども園

# 監査報告書

(ほづみ保育園拠点区分)

平成 31 年 5 月 21 日

社会福祉法人 穂積会  
理事長 井手 久 殿

監事

茅 刈 周 平



監事

池田 大 樹



私たち監事は、社会福祉法人穂積会の平成 30 年度のほづみ保育園拠点区分の事業の業務執行状況及び財産について監査致しました。

この監査にあたり、平成 31 年 1 月 16 日にすでに古賀市と県による保育所指導監査が行われているので、その監査結果報告書を基に指摘事項の改善状況及び改善計画について監査を行いました。

監査結果、私たち監事の意見は次の通りです。

## 1. 口頭指導

### 古賀市

- (1) 避難確保計画について、避難所までの経路図を記入して下さい
  - (2) 苦情解決要綱について、第三者委員名簿の委員名を更新して下さい
  - (3) 保育所の自己評価について、今年度から評価基準が変更されているがホームページは旧評価基準となっているので、修正して下さい。
  - (4) 医務室の薬について、一部消費期限が切れていました。適切に管理して下さい。
  - (5) 職員会議の議事録を整備して下さい。
- (1) ~ (5) について改善されている事を確認致しました。

### 県

## 1. 口頭指導

- (1) 小口現金について、平成 29 年 5 月 25 日の残高が▲5,216 円になっています。経理規程第 28 条第 3 項に拠点区分の小口現金の限度額は 10 万円となっていますので、小口現金の限度額を超えて支出しないでください。また、小口現金が不足する場合は預金勘定から補充して下さい
- (2) 旅費の支給について、平成 29 年 5 月 18 日から同日 20 日まで出張した職員に都市高速代を支給していますが、領収書の添付がありません。旅費規程第 12 条第 3 項に「駐車料金及び有料道路通行料・・・領収書を提出し・・・」と規定していますので、都市高速代を支出する場合は領収書の提出を求めて下さい

(3) 消防用設備等点検契約について、契約書第5条に「・・・別記明細通りにして年間総額 65,000 円とし・・・」と定めていますが、園は 70,200 円を支払っています。契約金額と支出金額に差異が生じていますので、契約金額と支出金額は整合させて下さい。また、取引基本契約に基づき継続的な取引を行っているものは、経理規程第 75 条の規定に基づき定期的に契約内容の見直しを行って下さい。

(1) ～ (3) について改善されている事を確認致しました。

2. 事業報告は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不正な点はないと認めます。

3. 各財務諸表は事業の執行状況を正しく示し、不正な点はないと認めます。

開催日時 令和元年 5月18日  
10時30分～17時  
場所 ほづりこども園